

## 第4章



### 計画の推進に向けた施策の展開

第4章には、施策の方向性に基づき取り組む9つの施策について、それぞれ「施策の概要」、「主な取組状況」、「主な課題」、「計画期間における方向性」、「主な成果指標」を記載するとともに、各施策を構成する具体的な事業の計画期間中の主な取組等を記載しています。

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき
基本的な視点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの権利を尊重する</li> <li>2 地域社会全体で子ども・子育てを支える</li> <li>3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う</li> <li>4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する</li> </ol>

施策の方向性	施策	事務事業名	所管局・課	頁
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業	こ)青少年支援室	57
		(2)人権オンブズパーソン運営事業	オ)人権オンブズパーソン担当	58
		(3)男女平等推進事業	市)人権・男女共同参画室	59
		(4)地域子育て支援事業	こ)企画課	59
		(5)小児医療費助成事業	こ)こども家庭課	61
		(6)児童手当支給事業	こ)こども家庭課	61
		(7)児童福祉施設等の指導・監査	こ)監査担当	62
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	こ)こども保健福祉課	67
		(2)母子保健指導・相談事業	こ)こども保健福祉課	68
		(3)救急医療体制確保対策事業	健)保健医療政策室	70
		(4)青少年活動推進事業	こ)青少年支援室	70
		(5)こども文化センター運営事業	こ)青少年支援室	71
		(6)わくわくプラザ事業	こ)青少年支援室	72
		(7)青少年教育施設の管理運営事業	こ)青少年支援室	73
		(8)いこいの家・いきいきセンターの運営	健)高齢者在宅サービス課	74
		(9)自治推進事業	市)協働・連携推進課	74
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業	教)教育改革推進担当	78
		(2)区における教育支援推進事業	教)教育改革推進担当	79
		(3)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	教)指導課	79
		(4)教職員研修事業	教)総合教育センター	80
		(5)家庭教育支援事業	教)生涯学習推進課	81
		(6)地域における教育活動の推進事業	教)生涯学習推進課	81
		(7)地域の寺子屋事業	教)生涯学習推進課	82
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業	ま)住宅整備推進課	86
		(2)高齢者等に適した住宅供給推進事業	ま)住宅整備推進課	86
		(3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業	ま)住宅整備推進課	87
		(4)市営住宅等管理事業	ま)市営住宅管理課	88
		(5)魅力的な公園整備事業	建)みどりの保全整備課	88
		(6)公園施設長寿命化事業	建)みどりの保全整備課	89
		(7)防犯対策事業	市)地域安全推進課	89
		(8)商店街課題対応事業	経)商業振興課	90
	Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業	こ)事業調整・待機児童対策担当
(2)認可保育所整備事業			こ)保育所整備課	104
(3)民間保育所運営事業			こ)保育課	105
(4)公立保育所運営事業			こ)運営管理課	106
(5)認可外保育施設支援事業			こ)保育課	108
(6)幼児教育推進事業			こ)幼児教育担当	108
(7)保育士確保対策事業			こ)事業調整・待機児童対策担当	109
(8)保育料対策事業			こ)保育課	111

施策の方向性	施策	事務事業	所管局・課	頁
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1) キャリア在り方生き方教育推進事業	教) 教育改革推進担当	117
		(2) きめ細やかな指導推進事業	教) 総合教育センター	118
		(3) 人権尊重教育推進事業	教) 人権・共生教育担当	119
		(4) 多文化共生教育推進事業	教) 人権・共生教育担当	120
		(5) 健康教育推進事業	教) 健康教育課	120
		(6) 健康給食推進事業	教) 健康給食推進室	121
		(7) 教育の情報化推進事業	教) 総合教育センター	122
		(8) 魅力ある高校教育の推進事業	教) 指導課	123
		(9) 学校教育活動支援事業	教) 指導課	124
		(10) 特別支援教育推進事業	教) 指導課	125
		(11) 共生・共育推進事業	教) 教育改革推進担当	127
		(12) 児童生徒支援・相談事業	教) 総合教育センター	127
		(13) 教育機会確保推進事業	教) 総合教育センター	128
		(14) 海外帰国・外国人児童生徒相談事業	教) 総合教育センター	129
		(15) 就学等支援事業	教) 学事課	130
		(16) 学校安全推進事業	教) 健康教育課	131
		(17) 交通安全推進事業	市) 地域安全推進課	132
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1) 児童虐待防止対策事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室	136
		(2) 児童相談所運営事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室	138
		(3) 里親制度推進事業	こ) こども保健福祉課	139
		(4) 児童養護施設等運営事業	こ) こども保健福祉課	140
		(5) ひとり親家庭の生活支援事業	こ) こども家庭課	141
		(6) 女性保護事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室	142
		(7) 子ども・若者支援推進事業	こ) 青少年支援室	143
		(8) 小児ぜん息患者医療費支給事業	こ) こども家庭課	144
		(9) 小児慢性特定疾病医療等給付事業	こ) こども保健福祉課	144
		(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こ) こども家庭課	145
		(11) 災害遺児等援護事業	こ) こども家庭課	146
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1) 生活保護自立支援対策事業	健) 生活保護・自立支援室	151
		(2) 生活保護業務	健) 生活保護・自立支援室	151
		(3) 生活困窮者自立支援事業	健) 生活保護・自立支援室	151
		(4) 雇用労働対策・就業支援事業	経) 労働雇用部	152
		(5) 民生委員児童委員活動育成等事業	健) 地域福祉課	153
		(6) 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	健) 精神保健福祉センター	153
		(7) 更生保護事業	健) 地域福祉課	154
		(8) 障害者就労支援事業	健) 障害者雇用・就労推進課	155
		(9) 障害者社会参加促進事業	健) 障害福祉課	155
		(10) 社会的ひきこもり対策事業	健) 精神保健福祉センター	156
		(11) 精神保健事業	健) 精神保健課	157
9 障害福祉サービスの充実	(1) 障害者日常生活支援事業	健) 障害計画課	159	
	(2) 障害児施設事業	健) 障害計画課	160	
	(3) 発達障害児・者支援体制整備事業	健) 障害計画課	160	
	(4) 地域療育センターの運営	健) 障害計画課	161	

凡例：こ) こども未来局 オ) 市民オンブズマン事務局 市) 市民文化局 健) 健康福祉局 教) 教育委員会事務局 ま) まちづくり局 建) 建設緑政局 経) 経済労働局

## 計画記載内容の見方について

### 「【主な成果指標】」の見方

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例の認知度（子ども） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	49.7% (平成 29 (2017) 年度)	★1 52.0%以上 (平成 32 (2020) 年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100 (%)
子どもの権利に関する条例の認知度（おとな） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	38.3% (平成 29 (2017) 年度)	41.0%以上 (平成 32 (2020) 年度) ★2	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100 (%)

★1 本計画策定時点での成果指標となる指標の直近の実績値を記載しています。この数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、実績値の下に年度を示しています。

★2 目標値については、取組の推進により目標値が上昇するもののほか、取組を講じることで一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。

目標達成を判断する時期は、基本的には計画期間の終期（平成 33 (2021) 年度）としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。

### 「計画期間中の主な取組」の見方

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	地域子育て支援事業 (こども未来局：企画課)	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。
計画期間中の主な取組		
①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。(地域子育て支援センター：保育所等併設型 21 か所、児童館型 26 か所、単独型 6 か所計 53 か所)		
【現状】事業の利用促進に向けた取組の推進		★2
【H30(2018)以降】取組の継続		★3
年間延べ利用人数：現状 (H28(2016)) 276,623 人⇒ (H33(2021)) 281,634 人以上		★4
		★1

- ★1 計画期間内の取組及び取組の具体的な内容等を記載しています。
- ★2 現状の取組状況を記載しています。
- ★3 各取組の今後の実施予定を記載しています。
- ★4 各取組の事業量等を記載しています。

## 施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

### ◆施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

#### 【施策の概要】

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

#### 【主な取組状況】

##### 《子どもの権利》

- ◆ 「子どもの権利条例」に基づき、平成 28（2016）年度に、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利保障の取組を推進するとともに、11月20日の子どもの権利の日の前後に毎年、川崎市子どもの権利の日事業を実施するなど、「子どもの権利条例」の普及・啓発活動を進めています。
- ◆ 映像資料や絵本などの多様な手法による広報物を活用し、対象に応じた子どもの権利の広報を行っています。また、職種ごと、階層ごとの多様な職員研修を実施し、教職員が子どもの権利条例の趣旨を正しく理解し、人権意識を向上させる取組を推進しています。
- ◆ 子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権の侵害について、「人権オンブズパーソン」が相談に乗り、救済に取り組んでいます。

##### 《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 子育て世代を含めた男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女平等推進週間など様々な機会を捉え、チラシの配布や掲示、講座等を行い広報・啓発を推進するとともに、市民等と協働し、男性の育児参加に関する講座等を開催しています。
- ◆ 地域や社会が親子に寄り添い、子どもの健やかな育ちを支えていくため、在宅で子育てをする家庭への相談支援や親子で遊べる場づくり、互いに支え合う子育て援助活動の促進に取り組んでいます。
- ◆ 子育てに役立つ身近な情報を子育て家庭に的確に届けるため、子育てガイドブックや子育て応援ナビによる情報発信など、多様な方法による情報提供に取り組んでいます。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組として、子育て家庭への各種講演会やセミナーの開催、近隣都県市との広域連携によるポスターの作成・掲示等による普及啓発を進めています。
- ◆ 小児医療費助成制度における通院医療費助成対象年齢を平成 28（2016）年度から小学校3年生までに、平成 29（2017）年度から小学校6年生までに引き上げるなど、子育て家庭の経済的負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組んでいます。

## 【主な課題】

## 《子どもの権利》

- ◆ 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（平成 29（2017）年）では、「子ども」の約半数、「おとな」の約6割が「子どもの権利条例」について「知らない」と回答しており、認知度の向上が課題です。

## 《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 次代を担う子どもを含めた市民が、男女共同参画を正しく理解し実践できるよう、長期的な視野に立った教育・啓発が必要です。
- ◆ 子育て情報の提供、相談支援等の実施にあたっては、子育て世代が育児に対してどのような不安を感じているか、どのような支援を求めているかなどの現状を把握しながら、子育てニーズの多様化への対応、子育ての不安感の解消などに取り組む必要があります。
- ◆ 地域の子育て支援体制の充実に向けて、地域の課題は地域の支え合いで解決する「互助」の仕組みの充実が必要です。
- ◆ 子ども・子育て支援に関する市の施策や取組などについての情報が必要な市民に届くよう、個々の子育て家庭のニーズに合った的確な情報提供・相談支援が必要です。
- ◆ 国立社会保障・人口問題研究所が平成 27（2015）年に行った「出生動向基本調査」では、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数が理想とする子どもの数よりも少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかるから」という経済的理由が 56.3%と最も高くなっています。親になる世代が経済的理由により子どもを持つことを諦めないように、子育て家庭における子育てや教育などの経済的負担を軽減する必要があります。
- ◆ 子育てに経済的負担を感じる家庭は多く、小児医療費助成事業については、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえながら、持続可能な制度として、安定的かつ継続的に推進していく必要があります。

## 【計画期間における方向性】

## 《子どもの権利》

- ◆ 子どもの権利を尊重する社会づくりに向けて、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組等を推進します。

## 《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 男女がともに子育てを担う意識の普及と環境づくりに向けて、男女共同参画の理解の促進や家庭生活への男性の参画促進に取り組めます。
- ◆ 男女がともに子育てを担っていくためには、仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の推進が求められています。働き方の改革に向けた取組や、意欲や能力に応じた働く場での活躍と出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す仕組みづくりなど、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業・事業者、関係団体、市

民が協働し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。

- ◆ 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供や相談支援など、地域子育て支援機能の充実を図るとともに、地域の「互助」の公的な仕組みとしての「ふれあい子育てサポート事業」について、利用促進に向けた広報活動の強化等を進めます。
- ◆ 子育て家庭のニーズに的確に対応した情報発信を行うため、使いやすさや見やすさに配慮した情報提供を行います。
- ◆ 小児医療費助成については、安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、制度拡充後の分析及び検証を踏まえて事業の推進を図ります。

### 【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例の認知度（子ども） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	<b>49.7%</b> (平成 29 (2017) 年度)	<b>52.0%以上</b> (平成 32 (2020) 年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100 (%)
子どもの権利に関する条例の認知度（おとな） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	<b>38.3%</b> (平成 29 (2017) 年度)	<b>41.0%以上</b> (平成 32 (2020) 年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100 (%)
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども未来局調べ)	<b>15,596 人</b> (平成 28 (2016) 年度)	<b>16,600 人以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値
地域子育て支援センター利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	<b>9.0 点</b> (平成 29 (2017) 年度)	<b>9.0 点以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値

### 具体的な事業

- (1) 子どもの権利施策推進事業 (2) 人権オンブズパーソン運営事業 (3) 男女平等推進事業  
 (4) 地域子育て支援事業 (5) 小児医療費助成事業 (6) 児童手当支給事業  
 (7) 児童福祉施設等の指導・監査

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	<b>子どもの権利施策推進事業</b> (こども未来局：青少年支援室)	子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。

計画期間中の主な取組		
<p><b>①子どもの権利に関する広報及び意識普及の促進</b>                      様々な世代向けに、子どもの権利への関心と理解が深まるよう、広報資料を活用した意識普及を促進します。また、より多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深められるよう、市民参加の下での子どもの権利の啓発イベントや講師派遣事業による研修などを行います。                      ・<u>広報資料・ホームページの活用による様々な世代に向けた広報及び意識普及の促進</u>                      【現状】意識普及の取組の実施                      【H30(2018)以降】取組の継続実施                      広報資料配布部数：現状（H28(2016)）164,893部⇒（H33(2021)）167,000部以上                      ・<u>講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進</u>                      【現状】子どもの権利の啓発イベントや講師派遣事業等の実施                      【H30(2018)以降】子どもの権利の啓発イベントや講師派遣事業等の継続実施                      講師派遣事業参加者数：現状（H28(2016)）858人⇒（H33(2021)）1,050人以上</p>		
<p><b>②「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進</b>                      「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、子どもの権利施策を総合的かつ計画的に推進します。行動計画に掲載している事務事業の進捗状況を把握し、計画期間の終了時には、実施結果について自己評価を行い、川崎市子どもの権利委員会の意見を求め、その結果を公表します。                      【現状】第5次行動計画に基づく取組の推進                      【H30(2018)】第5次行動計画に基づく取組の推進                      【H31(2019)】第6次行動計画の策定                      【H32(2020)】第6次行動計画に基づく取組の推進</p>		
<p><b>③「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施</b>                      川崎市子どもの権利に関する条例に基づく子どもに関する施策の推進にあたり、子どもの権利の保障状況を検証するために3年ごとに調査を実施します。                      【現状】調査実施                      【H32(2020)】調査実施</p>		
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<p><b>人権オンブズパーソン 運営事業</b>                      (市民オンブズマン事務局：人権オンブズパーソン担当)</p>	<p>子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。</p>
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施</b>                      安心して気軽に相談できるよう様々な広報媒体を活用して、人権オンブズパーソン制度を広報・啓発するとともに、関係機関等と連携して、権利侵害についての相談及び救済を行います。                      ・<u>相談に対する助言及び支援</u>                      【現状】助言及び支援の実施                      【H30(2018)以降】継続実施                      ・<u>救済申立てに関する調査・調整等の実施</u>                      【現状】調査・調整等の実施                      【H30(2018)以降】継続実施</p>	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 【現状】広報の実施等 【H30(2018)以降】継続実施</li> <li>◦市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 【現状】各機関との連携した取組の推進 【H30(2018)以降】継続実施</li> </ul>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<b>男女平等推進事業</b> <small>(市民文化局：人権・男女共同参画室)</small>	女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①男女平等意識の普及活動の実施</p> <p>「男女平等推進週間」等の事業を実施するとともに、市の施設を積極的に活用し、男女平等についての理解を深める広報・啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦「男女平等推進週間」における男女平等に関する広報の実施 【現状】広報の実施 【H30(2018)以降】継続実施</li> <li>◦産業、教育、地域等の様々な分野で活動する民間団体等で構成する「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」と合同での「男女平等かわさきフォーラム」の開催 【現状】フォーラムの開催 【H30(2018)以降】継続実施 参加者数：現状（H28(2016)）150人⇒（H33(2021)）165人</li> <li>◦すくらむネット21における情報や活動成果の共有 【現状】情報共有等 【H30(2018)以降】継続実施</li> </ul> <p>②家庭生活への男性の参画促進</p> <p>男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じて、男性の家庭生活への参画を促進します。</p> <p>【現状】男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催 【H30(2018)以降】子育てサロン等の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<b>地域子育て支援事業</b> <small>(こども未来局：企画課)</small>	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	

### ①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。（地域子育て支援センター：保育所等併設型 21 か所、児童館型 26 か所、単独型 6 か所計 53 か所）

【現状】事業の利用促進に向けた取組の推進

【H30(2018)以降】取組の継続

年間延べ利用人数：現状（H28(2016)）276,623人⇒（H33(2021)）281,634人以上



地域子育て支援センターでの親子の交流の様子

### ②ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人がその仲介を行う「ふれあい子育てサポートセンター」に会員登録をして、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う、ふれあい子育てサポートセンター事業を実施します。

【現状】事業の利用促進に向けた取組の推進

【H30(2018)以降】取組の継続

子育てヘルパー会員平均登録数：現状（H28(2016)）775人⇒（H33(2021)）830人以上

### ③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の実施

子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められていることから、地域社会全体で子ども・若者や子育て家庭等への支援の充実を図るために、子ども・若者施策の総合的な推進を図ります。

【現状】計画の策定

【H30(2018)】

- ・計画に基づく取組の推進（～H33(2021)まで継続）
- ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

【H31(2019)】子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画部分の見直し

【H33(2021)】次期計画の策定

### ④子育てに関する情報提供

子育ての各種制度や事業、施設などを紹介した「かわさきし子育てガイドブック」の作成や、「かわさきし子育て応援ナビ」（ホームページ）等により子育てに関する効果的な情報提供を行います。

【現状】情報提供の実施

【H30(2018)以降】情報提供の継続実施

<p><b>⑤子育て世代向けのワーク・ライフ・バランスの取組の推進</b></p> <p>九都県市の連携による広報活動や、4県市合同のシンポジウムの開催等によりワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。</p> <p>【現状】取組の実施</p> <p>【H30(2018)以降】取組の継続実施</p>		
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p><b>小児医療費助成事業</b> (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①小児医療費助成の実施</b></p> <p>通院助成対象年齢を平成 29（2017）年4月に小学校6年生まで拡大しました。安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、制度拡充後の分析及び検証を踏まえて事業の推進を図ります。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院医療費助成対象年齢の小学校6年生までの引き上げの実施</li> <li>・制度拡充後の分析及び検証</li> </ul> <p>通院医療費助成対象者数：現状（H28(2016)）107,987人</p> <p>入院医療費助成件数：現状（H28(2016)）10,420件</p> <p>【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の運用及び検証を踏まえた事業推進</li> <li>・入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組の推進</li> </ul>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p><b>児童手当支給事業</b> (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>中学校修了前の児童を養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どもの健やかな成長と発達を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①児童手当の支給</b></p> <p>中学校修了前の子どもを養育している方に児童手当を支給します。</p> <p>【現状】対象者への適正な支給の実施</p> <p>支給児童数：現状（H28(2016)）194,717人</p> <p>【H30(2018)以降】対象者への適正な支給の継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<b>児童福祉施設等の指導・監査</b> (こども未来局：監査担当)	施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質的確保に向け、適切な指導・監査を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施</p> <p>こども未来局が所管する市内の社会福祉法人や、保育所などの児童福祉施設等に対して指導監査を行い、必要な助言・指導等の措置を講ずることにより、施設等の運営の適正化を図ります。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的・効果的な指導・監査事務の実施</li> <li>・指導・監査体制の充実</li> <li>・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築に向けた検討</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指導監査実施数：現状（H29(2017)）371件</p> <p>【H30(2018)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施（H31(2019)以降継続）</li> <li>・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築に向けた検討の継続</li> </ul> <p>【H31(2019)】 処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築</p> <p>②施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会の開催</p> <p>施設運営に対する支援を行うとともに安定的な指導監査体制を確保するため、会計研修会を開催し、監査指導員の人材育成を図ります。</p> <p>【現状】 会計研修会の実施</p> <p>【H30(2018)以降】 会計研修会の継続実施</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開催回数：現状（H29(2017)）年5回⇒（H30(2018)以降）同規模継続</p>	

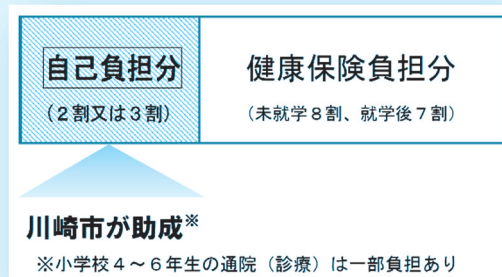
### コラム① お子さまの健康と適切な受診について

日頃から、お子さまの健康管理に注意して適切な受診をされることは、お子さまの健やかな成長だけでなく医療費の節約にもつながります。

小児医療費助成制度では、医療費のうち健康保険負担分以外の自己負担分を市が助成しています。

- ◆ かかりつけ医をもちましよう
- ◆ 病気のサインを見逃さず、心配なときは小児科などを早めに受診ましよう
- ◆ ジェネリック医薬品を活用ましよう
- ◆ 同じ病気での重複受診を避け、薬は医師の指示どおり使いましよう
- ◆ お子さまの急病で迷ったときは、かながわ小児救急ダイヤル（#8000）へ

#### ＜医療費助成のイメージ図＞



## 施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

### ◆施策2 子どものすこやかな成長の促進

#### 【施策の概要】

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。

また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

#### 【主な取組状況】

##### 《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 特定不妊治療を受ける夫婦が安心して治療を受けられるよう、治療費の一部を助成するとともに、不妊・不育専門相談センターによる相談事業を実施することで、経済的負担や精神的負担の軽減を図っています。
- ◆ 平成28（2016）年度から母子保健コーディネーターを配置するなど、母子健康手帳交付時からの相談・支援を充実するとともに、乳幼児健診を実施するなど、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組んでいます。
- ◆ 妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、マタニティマークの普及に努めています。
- ◆ 乳幼児の健やかな発達や保護者の育児を支援するため、乳幼児健康診査を地域の医療機関と連携しながら、効果的に実施できるよう健診の時期や実施方法を見直し、平成28（2016）年度から新たな事業内容としました。また、併せて各家庭の状況に合わせ、一貫した支援の充実を図るため、母子保健情報管理システムを導入し、支援の必要な家庭を早期に把握し、安心して育児ができるよう相談支援などの対応を行っています。
- ◆ 学童・思春期の子どもの心と身体の健康を増進するため、学校保健と地域保健との連携により、保健や育児に関する普及啓発を行っています。
- ◆ 両親学級を開催し、妊娠・出産・子育てに関する学習の場を提供するとともに、地域における仲間づくりの場を提供しています。
- ◆ 出産後、早期に子育てに必要な情報提供や支援を行うとともに、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう、乳児家庭全戸訪問事業の充実を図っています。
- ◆ 産後間もない不安定な時期に安心して過ごせるよう、平成26年（2014）年10月から産後ケア事業を含む、妊娠・出産包括支援事業を実施して、支援の充実を図っています。

##### 《子ども・若者のすこやかな成長》

- ◆ 概ね中学校区に1か所設置された57館の「こども文化センター」においては、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、多様な遊び・体験や活動を通じて児童の健全な育成を図っています。

- ◆ 放課後等に安全・安心して過ごせる居場所の提供や遊び・体験活動を通じた仲間づくりを支援するため、市立小学校113校において、すべての小学生を対象に、学校施設等を利用した「わくわくプラザ事業」を実施しています。
- ◆ 青少年関係団体に対する支援を行い、その活動の活性化を図ることで、次代を担うリーダーの養成や、青少年の健全な育成環境づくりを推進しています。
- ◆ 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わるイベントの実施を通じて、青少年の社会活動への参加を促進するとともに、青少年が社会参加を通じた達成感や自己有用感を得られるような機会をつくり、次代の担い手を育成しています。
- ◆ 自治基本条例に規定する自治運営の3つの基本原則に基づき、市民自治のまちづくりを推進する中で、若者をはじめとする市民参加の促進に向けた調査、手法等の検討を行うとともに、若者を対象としたワークショップの開催等を通じ、市政への主体的な関わりを促す取組を行っています。

### 【主な課題】

#### 《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 核家族化や近隣との関係の希薄化により、乳幼児と接した経験なく親になる人が増加しているとともに、近くに相談相手がないなど、妊産婦や子育て家庭が出産・子育てに不安を抱くことがあります。また、子育てに対し、孤立感や閉塞感を感じる親も少なくありません。妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発とともに、妊産婦や各子育て家庭の状況に応じた相談・支援を提供できる体制の強化が求められています。
- ◆ 心身ともに安定した環境における子育てに向けて、支援の必要な妊産婦に対する確かな支援をより早期に実施するとともに、特に産後間もない時期の子育て家庭への支援を充実することが必要です。そのため、妊娠期から個別ニーズを的確に把握し、支援につなげるため、産婦人科等医療機関との連携の仕組みを構築していくことが必要です。
- ◆ 乳幼児健康診査の未受診は児童虐待につながるハイリスク要因の一つとされていることから、未受診者の現状を迅速かつ的確に把握し、要支援家庭に対して、状況に合わせた支援を実施する必要があります。
- ◆ 多様化する子どもの心身の問題に対応するとともに、思春期から妊娠・出産・育児に至るライフプランを考える仕組みが必要です。
- ◆ 小児科医師の不足が社会問題となっている中で、夜間救急を担う小児科医師の不足により、小児急病センターをはじめとする救急医療機関において、安定的な医師の確保が困難な状況が生じています。
- ◆ 本市における平成29(2017)年12月現在のNICU(新生児集中治療管理室)病床数は24床で、神奈川県を整備目標を下回っていることから、更なる充実を図る必要があります。

#### 《子ども・若者のすこやかな成長》

- ◆ 少子高齢化の進行や核家族世帯の増加など、子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、こども文

化センターにおいては、地域や関係機関等と連携しながら、乳幼児親子や小・中高生などへの支援機能を高めるとともに、様々な年代が集まり、互いに交流をすることで、地域で子ども・若者を見守る体制づくりを進める必要があります。

- ◆ 共働き世帯の増加や核家族世帯の増加など、子育てを取り巻く環境が変化中、子育て家庭のニーズも多様化しており、「わくわくプラザ事業」における長期休業期間中の朝の開設時間の延長やプログラムの内容充実が求められています。
- ◆ 青少年が自立した成人へと成長するためには、社会活動を通じた人格形成や社会性の形成が必要ですが、近年の子ども・若者を取り巻く社会環境の変化に伴い、青少年の社会活動への参加は減少傾向にあります。そのため、青少年の社会参加の促進や次代を担うリーダーの養成は喫緊の課題であり、また、そうした青少年を育成・指導する大人の存在も必要となっています。
- ◆ 市民による市政への「参加」や多様な主体との「協働」を進めるにあたって、その担い手が、特定の年代層や立場に偏ることなく、多くの市民による関わりを促していくことが不可欠ですが、若者の関心や認知度・浸透度は、低い傾向にあります。その一方で、選挙権年齢の18歳以上への引き下げなどもあり、若者の行政や政治への関心を惹起し、参加の促進を図る取組が、より一層、重要性を増している状況にあります。

### 【計画期間における方向性】

#### 《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊娠期から乳幼児期の子育て家庭を対象とした母子保健の取組の中で、子どもの成長や家庭の育児等の状況について把握した情報を確実かつ的確に活用し、必要な支援を迅速に実施するため、母子保健情報管理システムによる効果的・効率的な母子保健情報の管理と分析を推進します。
- ◆ 妊産婦が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援体制を強化します。
- ◆ 妊娠出産に関する啓発とともに、不育や不妊の悩みに対する精神的支援として相談体制の充実を図ります。
- ◆ 安心して妊娠・出産ができるように、NICU（新生児集中治療管理室）の整備を推進するとともに、周産期医療ネットワークに基づく周産期医療関連施設の連携により、引き続き、分娩のリスクに応じた医療を提供していきます。
- ◆ 思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援を推進するため、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を充実していきます。
- ◆ 医療機関と連携して産前・産後のケアの充実を図り、支援が必要な妊産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを強化します。
- ◆ 休日（夜間）急患診療所や小児急病センターの継続的・安定的な運営及び小児病院群輪番制による第二次救急医療体制を確保するとともに、重症度や緊急性に応じた医療機関の利用や、身近に相談できる「かかりつけ医」等を持つことについて、市民への普及啓発を推進します。

### 《子ども・若者のすこやかな成長》

- ◆ こども文化センターについては、地域や関係機関等との連携を図りながら、乳幼児の親子への子育て支援や小学生・中高生の居場所づくりなどを進めるとともに、老人いこいの家との連携による多世代交流の更なる促進に向けた取組の検討を進めます。
- ◆ わくわくプラザ事業については、子育て家庭のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流活動の充実に向けた検討を進めます。
- ◆ 地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成が図られるよう、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進し、青少年の健全育成を図ります。
- ◆ 高校生や大学生などをはじめとした若者の行政参加の促進に向けて、若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図るため、若者の関心を惹くような参加型イベントの実施、若者の意見表明のための既存SNS等の積極的活用、若者向け情報発信の実施、主権者教育の充実などに取り組んでいきます。

#### 【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	<b>95.2%</b> (平成 28 (2016) 年度)	<b>97.3%以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	各年齢(3 か月・1 歳 6 か月児・3 歳児)における「(健康診査受診実人数/健康診査対象人数)×100 (%)」の平均値
子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	<b>97.2%</b> (平成 28 (2016) 年度)	<b>97.7%以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	1 歳 6 か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが楽しい」と答えた人の割合
わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	<b>48.1%</b> (平成 28 (2016) 年度)	<b>49.0%以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	わくわくプラザ登録者数/対象児童数×100 (%)
わくわくプラザ利用者の満足度※10 点満点 (こども未来局調べ)	<b>7.3 点</b> (平成 29 (2017) 年度)	<b>7.7 点以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10 段階)の平均値



## 具体的な事業

- (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業 (2) 母子保健指導・相談事業 (3) 救急医療体制確保対策事業  
 (4) 青少年活動推進事業 (5) こども文化センター運営事業 (6) わくわくプラザ事業  
 (7) 青少年教育施設の管理運営事業 (8) いこいの家・いきいきセンターの運営 (9) 自治推進事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	<b>妊婦・乳幼児健康診査事業</b> (こども未来局：こども保健福祉課)	妊娠・出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母子の健康増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	<b>①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施</b>	
	不妊治療のうち、治療費が高額となる体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。また、不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊に悩む方への相談や精神的支援を実施します。 【現状】相談及び助成の実施 【H30(2018)以降】相談及び助成の継続実施 <b>助成件数：現状（H28(2016)）2,222件⇒（H33(2021)）2,230件</b>	
	<b>②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施</b>	
	妊娠中の定期的な医療機関への受診促進と妊婦及び胎児の健康管理向上を図るため、医療機関や助産所において実施する妊婦健康診査費用の一部を助成します。（すべての妊婦に14回分の補助券を交付します。） 【現状】助成の実施 【H30(2018)以降】助成の継続実施 <b>助成件数：現状（H28(2016)）179,638件⇒（H33(2021)）179,990件以上</b>	
<b>③各区保健福祉センターや医療機関での乳幼児健康診査の実施</b>		
乳幼児の発育・発達において節目となる各時期に発育・発達の確認を行い、異常等の早期発見とその後の適切な医療、療育を受けられるよう、各区役所又は市内協力医療機関において健康診査を実施します。 （3か月児・7か月児・5歳児健診は市内協力医療機関、1歳6か月児・3歳児は各区で実施） 【現状】各区又は市内協力医療機関での健診の実施 【H30(2018)以降】各区又は市内協力医療機関での健診の継続実施 <b>受診者数：現状（H28(2016)）59,031人⇒（H33(2021)）64,900人以上</b>		
<b>④健診未受診者へのフォローの実施</b>		
健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。 【現状】フォローの実施 【H30(2018)以降】継続実施		
<b>⑤医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援</b>		
医療機関との連携体制の強化を図りながら、健診後の要支援家庭等への支援を行います。 【現状】支援の実施 【H30(2018)以降】支援の継続実施		

**⑥視聴覚検診事業の実施**

目と耳の異常を早期に発見し、適切な療育・治療につなげることを目的として実施します。  
（平成28（2016）年10月から3歳児健診と合わせて実施）

【現状】事業の実施

受診者数：現状（H27(2015)）12,178人

【H30(2018)以降】事業の継続実施

**⑦先天性代謝異常等検査事業の実施**

フェニールケトン尿症などの先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し障害の発生を未然に防ぐため、市内の医療機関で出生した、生後5～7日の赤ちゃんの先天性代謝異常等検査費用の一部を助成します。

【現状】事業の実施

検査実施数：現状（H28(2016)）10,723件

【H30(2018)以降】事業の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<b>母子保健指導・相談事業</b> (こども未来局：こども保健福祉課)	思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じた、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。
計画期間中の主な取組		
(2)	<b>①思春期の心と身体健康教育の実施</b>	思春期に特有な医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する個別相談に応じるとともに、学校保健との連携により、小・中・高等学校等において、児童や親、教職員を対象とした集団による健康教育を実施します。 【現状】学校保健と連携した集団指導等の実施 【H30(2018)以降】学校保健と連携した集団指導等の継続実施 参加者数：現状（H28(2016)）6,070人⇒（H33(2021)）6,300人以上
	<b>②各区保健福祉センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施</b>	妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。 【現状】各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 【H30(2018)以降】交付・相談の継続実施
	<b>③各区保健福祉センターにおける両親学級等の開催による出産・育児支援</b>	妊娠・出産により新しい家族を迎えることを契機に妊婦と家族の健康づくりを考え、両親で育児にあたれるよう、妊娠中の生活や出産、育児に関する学習や実習を行います。 【現状】各区での両親学級等の実施 【H30(2018)以降】各区での両親学級等の継続実施 参加者数：現状（H28(2016)）5,667人⇒（H33(2021)）5,950人以上

#### ④乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

新生児訪問は、保健師等の訪問指導員が、出生連絡票に記入された訪問希望をもとに、保護者が安心して育児が行えるよう、新生児の発育や産後の経過などに関する相談支援を実施します。また、こんにちは赤ちゃん訪問は、養成研修を受けた地域の方が訪問員として子育て家庭を訪問し、身近な子育てに関する情報を届けるなど、地域と子育て家庭のつながりをつくります。

【現状】 乳児家庭への訪問の実施

【H30(2018)以降】 乳児家庭への訪問の継続実施

訪問実施率：現状（H28(2016)）91.5%⇒（H33(2021)）92.2%以上



こんにちは赤ちゃん訪問

#### ⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や養育上の支援を必要としている家庭に対して、訪問指導員を派遣し、子育てに関する助言、指導等を行うなど、児童虐待の未然防止や再発予防に向けた相談・支援を行います。

【現状】 訪問指導の実施

訪問件数：現状（H28(2016)）386件

【H30(2018)以降】 訪問指導の継続実施

#### ⑥産前産後におけるサポートの実施

出産後、育児などの支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施します。宿泊型は助産所等に母子を宿泊させ、母体の体力の回復及び母体・乳児ケア、育児指導等を実施します。アウトリーチ型は助産師等が母子を家庭訪問し、母体の体力の回復及び母体・乳児ケア、育児指導等を実施します。

【現状】 産前産後におけるサポートの実施

【H30(2018)以降】 産前産後におけるサポートの継続実施

利用者数：現状（H28(2016)）延べ942人⇒（H33(2021)）延べ1,020人以上

#### ⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施

母親が出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事を援助します。

【現状】 事業の実施


利用者数（延べ）：現状（H28(2016)）1,753人

【H30(2018)以降】 事業の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<b>救急医療体制確保対策事業</b> (健康福祉局：保健医療政策室)	救急医療ニーズに対応した小児救急や周産期救急等の救急医療体制を確保するとともに、安定した運営を支援します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①救急医療体制の充実に向けた取組の推進</b> 休日（夜間）急患診療所や小児急病センターの運営を支援し、小児救急医療体制の確保に努めます。 【現状】救急病院や医師会による休日（夜間）急患診療所の運営に対する支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>②周産期医療ネットワークの推進及び安全・安心な出産の確保</b> 産科医療機関と助産所も含めた周産期医療ネットワークを推進し、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援します。 【現状】総合（地域）周産期母子医療センターの運営に対する支援の実施 【H30(2018)以降】運営支援の継続実施と周産期医療関連施設の連携の推進</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<b>青少年活動推進事業</b> (こども未来局：青少年支援室)	地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①青少年を育成・指導する青少年団体への支援</b> 川崎市青少年育成連盟及び構成団体の活動に対する支援を行うことで、次代を担うリーダーの育成や青少年の健全育成を推進します。 【現状】青少年団体への支援 【H30(2018)以降】支援の継続実施</p> <p><b>②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進</b> 行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援することで、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動等を行い、市民意識の醸成を図ります。 【現状】こども110番事業への支援等 【H30(2018)以降】支援等の継続実施</p> <p><b>③「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進</b> 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。 【現状】青少年が企画・運営するイベントの実施 【H30(2018)以降】継続実施</p>	

	<p><b>④青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進</b></p> <p>青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。</p> <p>【現状】青少年指導員活動への支援</p> <p>【H30(2018)】青少年指導員制度の充実に向けた検討</p> <p>【H31(2019)以降】検討結果を踏まえた活動の推進</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p><b>こども文化センター 運営事業</b> (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の拠点としての活用を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①こども文化センターにおける児童の健全育成事業の実施</b></p> <p>児童の健全育成を推進するため児童館としての機能を高めるとともに、地域や関係機関等との連携を図りながら、多世代交流の促進や地域人材の育成・活動の場の提供などを進めます。また、（仮称）小杉こども文化センターについて、平成 32（2020）年度の開館に向けて、施設の整備を推進するとともに、開設後の地域との連携による円滑な館運営に向けた準備を着実に進めます。</p> <p>◦こども文化センターの運営</p> <p>【現状】今後の運営のあり方の検討</p> <p>【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全育成に向けた取組の推進</li> <li>・施設等の計画的な維持・補修の実施</li> </ul> <p>◦（仮称）小杉こども文化センターの整備</p> <p>【現状】実施設計</p> <p>【H30(2018)】整備に向けた取組の推進</p> <p>【H31(2019)】整備推進</p> <p>【H32(2020)】開設</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設数：現状（H29(2017)）57 か所⇒（H32(2020)）58 か所</p> <p><b>②多世代交流の促進に向けた取組の推進</b></p> <p>乳幼児から高齢者までの多世代が交流できる仕組みづくりに向け、必要な機能や効果的な運営手法の検討を進めます。</p> <p>【現状】モデル事業の実施</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">モデル事業実施数：現状（H29(2017)）13 か所</p> <p>【H30(2018)以降】いこいの家との連携事業の推進</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p><b>わくわくプラザ事業</b> (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。</p>
<p>計画期間中の主な取組</p>		
<p>(6)</p>	<p><b>①わくわくプラザ事業の実施</b></p> <p>子育て家庭のニーズを踏まえた内容の充実に向け、小学校の長期休業期間中の平日の開設時間の延長に向けた試行的な取組を進めるとともに、「放課後児童健全育成事業」の適切な実施や小学校等と連携した「放課後子供教室」の充実に向けた検討を進めます。また、小杉小学校におけるわくわくプラザについて、平成 31（2019）年度の開設に向けて、施設の整備を推進するとともに、開設後の利用登録の事前受付等の準備を進めます。</p> <p>◦<u>わくわくプラザの運営</u></p> <p>【現状】事業の今後のあり方の検討 【H30(2018)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズを踏まえた事業の充実に向けた取組の推進（H31(2019)以降継続）</li> <li>・長期休業期間中の開設時間の延長に向けた試行的な取組の実施</li> <li>・施設等の計画的な維持・補修の実施（H31(2019)以降継続）</li> </ul> <p>【H31(2019)】長期休業期間中の開設時間の延長の実施（H32(2020)以降継続）</p> <p>◦<u>小杉小学校におけるわくわくプラザの整備</u></p> <p>【現状】工事着手 【H30(2018)】整備推進 【H31(2019)】開設</p> <p><b>箇所数：現状（H29(2017)）113 か所⇒（H31(2019)）114 か所</b></p>	
	<p><b>②子育て支援わくわくプラザ事業の実施</b></p> <p>保護者の就労等で「わくわくプラザ」が終了する午後6時までには、児童のお迎えが難しい場合に、子育て支援の観点から、児童の安全・安心な居場所を確保するため事業を実施します。</p> <p>【現状】事業実施 【H30(2018)以降】継続実施</p>	<div data-bbox="491 1473 997 1836" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">わくわくプラザの校庭遊びの様子</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<b>青少年教育施設の管理運営事業</b> (こども未来局：青少年支援室)	団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。
	計画期間中の主な取組	
	<b>①ハヶ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施</b> 恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため施設を運営します。(所在地：長野県諏訪郡富士見町) 【現状】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の実施 【H30(2018)以降】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の継続実施 <b>利用人数：現状（H28(2016)）95,259人⇒（H33(2021)）96,000人以上</b>	
	<b>②黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施</b> 野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もってその心身の健やかな発達に寄与するため施設を運営します。(所在地：麻生区黒川) 【現状】野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の実施 【H30(2018)以降】野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の継続実施 <b>利用人数：現状（H28(2016)）30,469人⇒（H33(2021)）31,000人以上</b>	
	<b>③子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施</b> 子どもが遊び、夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主性及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもの成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与するため施設を運営します。(所在地：高津区下作延) 【現状】子どもの自発的な活動の場の提供の実施 【H30(2018)以降】子どもの自発的な活動の場の提供の継続実施 <b>利用人数：現状（H28(2016)）88,544人⇒（H33(2021)）92,000人以上</b>	
		
子ども夢パークにおける泥んこ遊び		
<b>④青少年の家における団体宿泊活動等の実施</b> 団体の宿泊研修を通じて、心身ともに健康な青少年の育成を図るため施設を運営します。(所在地：宮前区宮崎) 【現状】団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の実施 【H30(2018)以降】団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の継続実施 <b>利用人数：現状（H28(2016)）33,842人⇒（H33(2021)）34,000人以上</b>		

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	<p><b>いこいの家・いきいきセンターの運営</b>  <small>(健康福祉局：高齢者在宅サービス課)</small></p>	<p>高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①子ども文化センターとの連携強化による多世代交流に向けた取組の推進</b>                      乳幼児から高齢者までの多世代が交流できる仕組みづくりに向け、必要な機能や効果的な運営手法の検討を進めます。                      【現状】モデル事業の実施  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">モデル事業実施数：現状（H29(2017)）13か所</span>                      【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業の充実</li> <li>・多世代交流のための取組の継続実施と更なる推進のための手法の検討</li> </ul>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	<p><b>自治推進事業</b>  <small>(市民文化局：協働・連携推進課)</small></p>	<p>パブリックコメント手続制度や住民投票制度などの「自治基本条例」に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①若者など多様な市民による参加の促進に向けた取組</b>                      主に若者を対象とした市民参加型のワークショップ等の開催を通じて若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図り、市政への主体的な関わりを促します。                      【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に若者を対象とした市民参加型ワークショップなどの開催</li> <li>・手法の検討</li> </ul> <p>【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの開催</li> <li>・市民参加の推進に向けた調査、手法の検討</li> </ul>	

## コラム② 「マタニティマーク」をご存じですか？

本市では、母子健康手帳交付時に「マタニティマーク」を使ったグッズを配布しています。妊婦さんが交通機関などを利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを理解してもらうものです。



### ★マタニティマークのHPへのリンク

([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-hoken/maternity\\_mark.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/maternity_mark.html))



## 施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

### ◆施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

#### 【施策の概要】

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。

また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

#### 【主な取組状況】

##### 《学校の教育力の向上》

- ◆ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)や学校教育推進会議、学校評価制度等の仕組みを通じて、保護者・地域の学校運営への参加の促進を図っています。
- ◆ 各区役所地域みまもり支援センターに配置している区・教育担当が中心となって、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援を推進しています。
- ◆ 各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るための「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりや、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとしての学校評価を推進しています。
- ◆ 改正教育公務員特例法に基づく協議会を設置し、本市の状況を踏まえた教員研修計画を策定するなど、教職員の資質や指導力の向上に取り組んでいます。

##### 《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 教育文化会館・市民館において、家庭・地域教育学級等、子育てに関する家庭、地域課題の学習機会を提供しています。また、PTAによる家庭教育学級へ講師を派遣するなどの支援を行っています。
- ◆ 市内の各行政区と各中学校区に川崎市独自の組織である地域教育会議が設置されており、学校・家庭・地域の連携や地域の教育力の向上に向けて活動しています。
- ◆ 「川崎市子ども会議」を設置し、メンバーである子どもが自らの活動のテーマを決め主体となって活動しています。子どもの目線で、まちの安全性、環境保全やいじめなど、その時々々の社会問題に対して話し合った結果を提言や報告書として取りまとめ、子どもの視点からの意見表明を行ってきました。また、7つの「行政区子ども会議」及び51の「中学校区子ども会議」との連携や交流を図っています。
- ◆ 「地域の寺子屋事業」については、平成26(2014)年度からのモデル実施を経て、平成28(2016)

年度から本格的に開始しました。平成30（2018）年3月までに38か所が開講するなど、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくりを進めています。

## 【主な課題】

### 《学校の教育力の向上》

- ◆ 学校・家庭・地域との連携による教育活動の取組を今後もさらに充実させていくことが求められています。
- ◆ 教育に関する課題が複雑化・多様化してきているため、その解決を図るために、区・教育担当が中心となり各区の実情に応じたきめ細やかな学校支援を継続する必要があります。
- ◆ 各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るための「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりや、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとしての学校評価はすべての学校が実施しており、学校運営の自主性・自律性を向上させていくためにも、今後も取組を継続していくことが求められています。
- ◆ 経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員の育成等が求められています。

### 《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 核家族化の定着や、家庭環境の多様化、地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えています。また、共働き世帯が増え、家庭教育を充分に行う余裕がない家庭もあり、家庭教育を地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっています。
- ◆ これまで各種講座等を受けることができなかった人に学べる機会を提供し、家庭教育支援の輪をさらに広げるため、企業等との連携の拡充など新たな切り口により、支援対象を増やす取組が必要です。
- ◆ 地域教育会議の担い手が不足しているなどの課題があり、更なる活性化に向けて支援を充実させていく必要があります。
- ◆ 「地域の寺子屋事業」をさらに広げていくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）の確保が求められています。

## 【計画期間における方向性】

### 《学校の教育力の向上》

- ◆ コミュニティ・スクールの取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布や、コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催など、その成果を他の学校に波及させること等により、今後も引き続き、よりよい教育の実現を目指していきます。
- ◆ 区・教育担当が、地域の子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携す

るとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細やかに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。

- ◆ 学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進や、各学校が自らの教育活動等について、目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る学校評価の推進などに取り組みます。
- ◆ ライフステージに応じた研修や、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、教職員の資質・指導力の向上を図ります。

#### 《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 企業等との連携による家庭教育事業の実施など、仕事を持つ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場を提供します。
- ◆ 各行政区と各中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援するとともに、地域教育会議の活動や魅力についての情報発信を行います。
- ◆ 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けた取組を推進していきます。

#### 【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合（全国学力・学習状況調査）【小6】	<b>47.4%</b> (平成 29 (2017) 年度)	<b>57.5%以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合（全国学力・学習状況調査）【中3】	<b>31.9%</b> (平成 29 (2017) 年度)	<b>33.0%以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合（市学習状況調査）【小5】	<b>94.4%</b> (平成 29 (2017) 年度)	<b>94.0%以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合（市学習状況調査）【中2】	<b>89.9%</b> (平成 29 (2017) 年度)	<b>90.0%以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値

親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（寺子屋事業参加者アンケート）	88.6% （平成 28（2016）年度）	92.0%以上 （平成 33（2021）年度）	寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合（家庭教育事業参加者アンケート）	92.4% （平成 28（2016）年度）	92.5%以上 （平成 33（2021）年度）	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）

**具体的な事業**

- (1) 地域等による学校運営への参加促進事業
- (2) 区における教育支援推進事業
- (3) 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- (4) 教職員研修事業
- (5) 家庭教育支援事業
- (6) 地域における教育活動の推進事業
- (7) 地域の寺子屋事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要				
	<p><b>地域等による学校運営への参加促進事業</b> (教育委員会事務局：教育改革推進担当)</p>	<p>学校教育推進会議の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）の取組の成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現を目指します。</p>				
計画期間中の主な取組						
(1)	<p>①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営の推進</p> <p>家庭や地域から信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指し、各校の実情に合わせた学校運営を推進します。</p> <p>【現状】各校の取組推進 【H30(2018)以降】継続実施</p>					
	<p>②学校運営協議会の運営支援及び法改正を踏まえたあり方の検討</p> <p>学校運営協議会の運営支援により、学校・家庭・地域社会が一体となって先導的な学校運営の実践に取り組みます。</p> <p>【現状】取組の推進</p> <p><b>コミュニティ・スクール数：現状（H29(2017)）10校</b></p> <p>【H30(2018)】運営支援の継続及びあり方の検討 【H31(2019)以降】運営支援の継続及び検討結果に基づく取組の実施</p>					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">用語説明</th> <th>学校運営協議会</th> </tr> <tr> <td colspan="2">保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が指定する学校に設置する機関です。</td> </tr> </table>			用語説明	学校運営協議会	保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が指定する学校に設置する機関です。	
用語説明	学校運営協議会					
保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が指定する学校に設置する機関です。						

	<p><b>③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発</b>                  コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催や取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布により先導的な実践成果の普及・啓発を図ります。  <u>。コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催</u>                  【現状】各1回実施                  【H30(2018)以降】継続実施  <u>。取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布</u>                  【現状】作成及び配布                  【H30(2018)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<p><b>区における教育支援推進事業</b>                  (教育委員会事務局：教育改革推進担当)</p>	<p>各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①区における教育支援の推進</b>                  各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子ども支援を促進します。  <u>。学校運営全般に対する支援</u>                  【現状】支援の実施                  【H30(2018)以降】継続実施  <u>。地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化</u>                  【現状】連携した取組の実施                  【H30(2018)以降】継続実施  <u>。各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進</u>                  【現状】連携強化及び支援                  【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>②「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進</b>                  学校が必要とする時に、地域の方々にボランティアをお願いして、紹介していく役割を担う学校支援センターについて取組の推進を図ります。                  【現状】登録及び紹介                  【H30(2018)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p><b>地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業</b>                  (教育委員会事務局：指導課)</p>	<p>地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	

	<p>①<b>学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育 21 推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進</b>                  様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を活かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育むとともに、地域の協力者の支援により、地域の特性を活かした教育活動を進めます。                  【現状】事業実施                  【H30(2018)以降】「夢教育 21 推進事業」の継続実施</p> <p>②<b>各学校が、自らの教育活動等について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施</b>                  各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを推進します。                  【現状】学校評価の実施                  評価実施校：現状（H28(2016)）全市立学校                  【H30(2018)以降】継続実施</p> <p>③<b>学校教育ボランティア配置による学校活動の支援</b>                  地域人材を活用して学校教育活動の活性化を図る学校教育ボランティア活動を推進します。                  【現状】学校教育ボランティアの配置                  ボランティアコーディネーター配置数：現状（H29(2017)）139校                  【H30(2018)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p><b>教職員研修事業</b>                  (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>子どもたちと共に学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員の資質向上とミドルリーダーの育成充実を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
		<p>①<b>教職員の資質、指導力の向上を目指した研修の実施</b>                  経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員の育成等が求められていることから、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。                  【現状】                  ・教育公務員特例法の改正に伴う、教員の職責、経験及び適性に応じた育成指標の設定と研修内容の見直し                  ・大学との連携による教員等育成協議会の設置                  研修開催回数：現状（H28(2016)）245回                  【H30(2018)】育成指標に基づくライフステージに応じた研修の再構築                  【H31(2019)以降】育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施</p> <p>②<b>優秀な人材の確保に向けた、教職を目指す人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施</b>                  本市の教職を目指す大学生、臨時的任用教員、非常勤講師などを対象に、教員としての資質や指導力向上を目指した「輝け☆明日の先生の会」を実施します。（5月～9月の土曜日、全7回開催）</p>

	<p>【現状】事業実施</p> <p>受講者のうち採用試験合格者数：現状（H28(2016)）50人</p> <p>【H30(2018)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p><b>家庭教育支援事業</b></p> <p>(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</p>	<p>子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築します。</p>
	計画期間中の主な取組	
	<p>①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供</p> <p>教育文化会館・市民館・分館において家庭・地域教育学級等の事業を実施します。</p> <p>【現状】事業実施（全区）</p> <p>【H30(2018)以降】家庭・地域教育学級等事業の実施</p> <p>②PTAによる家庭教育学級開催の支援</p> <p>学びへのきっかけづくりとして、PTAによる家庭教育学級開催の支援を行います。</p> <p>【現状】開催の支援</p> <p>【H30(2018)以降】開催への継続的な支援</p> <p>開催数：現状（H28(2016)）163校⇒（H33(2021)）163校以上</p> <p>③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進</p> <p>全市・各区において「家庭教育推進連絡会」を開催し、情報共有を推進します。</p> <p>【現状】全市・各区で実施</p> <p>【H30(2018)以降】全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催</p> <p>④企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など家庭教育支援の推進</p> <p>子育て支援を所管する各区役所、関係部局、地域の様々な主体と連携した、家庭教育支援を推進します。</p> <p>【現状】地域の様々な主体と連携した家庭教育支援の推進</p> <p>開催数：現状（H28(2016)）2講座</p> <p>【H30(2018)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p><b>地域における教育活動の推進事業</b></p> <p>(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</p>	<p>地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。</p>
	計画期間中の主な取組	
<p>①各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援</p> <p>各行政区と各中学校区に地域教育会議を設置し、「教育を語る集い」や「子ども会議」を実施するなどして、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意</p>		

	<p>欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援します。</p> <p>【現状】研修会の実施等による支援 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>②地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進</b> 交流会の開催により、地域教育会議の活動や魅力についての情報の発信や共有を推進します。 【現状】交流会の開催 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>③市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携</b> 子ども会議の活動・連携を通じて、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域の一員としての自覚を育みます。 【現状】会議等の実施 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>④地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施</b> 地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しんできていない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を開催し、地域のかで子どもたちを支援します。 【現状】子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの推進 【H30(2018)以降】子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの継続的な推進 <b>参加者数：現状（H28(2016)）2,814人⇒（H33(2021)）2,830人以上</b></p>
--	--

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<b>地域の寺子屋事業</b> <small>(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</small>	地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進</b> シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進します。 【現状】地域の寺子屋の拡充 【H30(2018)】設置か所数 77 か所 【H31(2019)・32(2020)】地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充 <b>設置か所数：現状（H29(2017)）38 か所⇒（H33(2021)）全小・中学校へ</b></p> <p><b>②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保</b> 寺子屋の先生を担っていただく人材を確保するための養成講座を開催します。また、教育文化会館や市民館等と連携し、各区で講座を開催して寺子屋コーディネーターを養成します。 【現状】養成講座等の実施 【H30(2018)以降】養成講座等の継続実施 <b>運営に関わる人材の参加人数：現状（H28(2016)）578人⇒（H33(2021)）2,500人</b></p>	



### ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発

市内で行われている各寺子屋が、どのように活動しているのかを紹介するフォーラムを年に1回開催し、事業の普及・啓発を図ります。

【現状】年1回開催

【H30(2018)以降】継続実施



地域の寺子屋事業における学習支援の様子

## 施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

### ◆施策4 子育てしやすい居住環境づくり

#### 【施策の概要】

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。

また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

#### 【主な取組状況】

##### 《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 子育て世帯の転出や高齢化の進行、空き家の増加など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化が生じていることから、「住宅基本計画」を平成29（2017）年3月に改定しました。この計画に基づき、誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上に向け、住宅の質の向上や既存住宅の再生・利活用に加え、それぞれの世帯がニーズやライフスタイルに合わせて住宅を選択できるよう、民間事業者に対する多様な住宅の供給誘導などに取り組んでいます。

##### 《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 身近な公園について、地域の実情に応じて、計画的に整備するとともに、富士見公園や等々力緑地、生田緑地などの大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備に取り組んでいます。
- ◆ 子ども・若者が安全に公園で遊べるよう、各区役所道路公園センターが、周辺からの見通しに配慮した樹木の剪定や、夜間の公園内照度が確保できるように公園灯周りの樹木の剪定を適切に行い、地域の目が届くようにしています。
- ◆ 町内会等が安全確保の面等から自主的に協議し、防犯カメラの占用許可を受けて設置している公園もあり、夢見ヶ崎動物公園や生田緑地の施設管理が必要な箇所では施設管理用カメラを設置し、園内の維持管理と、安全に利用できるよう整備をしています。
- ◆ 町内会・自治会等が管理する防犯灯について、LED化したうえで維持管理を川崎市に移管する防犯灯LED化ESCO事業により、平成28（2016）年度に約5万灯の防犯灯についてLED化を実施しました。
- ◆ 町内会・自治会等の安全・安心まちづくり団体が設置する防犯カメラについて、補助制度の創設及びガイドラインの制定を行い、設置を促進しています。

## 【主な課題】

## 《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 子育て世帯の市外への転出が超過傾向にあることなどから、子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、多様な居住ニーズやライフスタイル、ライフステージに応じた住宅の供給や仕組みづくりに取り組む必要があります。

## 《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 都市化の進展に伴い、自然的環境が失われつつある中、子どもの健全な育成の一翼を担う身近な公園の整備や里山の自然的環境の保全など、自然的環境を大切にしたい公園や緑地づくりが必要です。
- ◆ 安全かつ快適に公園が利用できるよう、計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行う必要があります。
- ◆ 地域の安全性の向上に向けては、公園単独の取組だけではなく、警察や町内会等と連携・協力する仕組みの構築が必要となっています。
- ◆ 市民アンケートによると「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位は「防犯対策」となっており、市民に身近で関心が高い分野であることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な取組が求められています。

## 【計画期間における方向性】

## 《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 子育て世帯の居住環境の向上に向け、子育てに配慮した住宅の普及を推進します。
- ◆ 重層的な住宅セーフティネットの構築に向け、市営住宅の活用や、民間賃貸住宅を活用した住まいの確保等を推進します。

## 《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 安全・安心な公園・緑地の整備に向け、子どもたちの自然的環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然的環境を活かした公園や緑地づくりを促進します。
- ◆ 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具など公園施設の適切な維持管理を推進します。
- ◆ 子ども・若者に公園を安全に利用できるよう、防犯機能を有する施設管理用カメラの設置を進めていきます。
- ◆ 地域からの需要が高い防犯カメラ設置補助等、地域の防犯力を高める取組を進めることにより安全・安心なまちづくりを推進していきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ) ※5年毎の調査	<b>73.0%</b> (平成 25 (2013) 年度)	<b>77.0%以上</b> (平成 30 (2018) 年度)	市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足・まあ満足)とした人の割合

具体的な事業

- (1)住宅政策推進事業 (2)高齢者等に適した住宅供給推進事業 (3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業  
 (4)市営住宅等管理事業 (5)魅力的な公園整備事業 (6)公園施設長寿命化事業  
 (7)防犯対策事業 (8)商店街課題対応事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	<b>住宅政策推進事業</b> (まちづくり局：住宅整備推進課)	「川崎市住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案や調査等を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①子育て世帯の市内居住継続に向けた子育てしやすい住環境づくり</p> <p>子育て世帯の転出数が転入数を上回っていることから、子育て世帯が市外へ転出する理由を分析し、近居・同居の促進など、子育てしやすい住環境の向上に資する新たな支援策を構築します。</p> <p>【現状】調査の実施</p> <p>【H30(2018)】市内定住促進に資する支援制度の検討</p> <p>【H31(2019)】市内定住促進に資するモデル事業の実施</p> <p>【H32(2020)】市内定住促進に資するモデル事業の実施・効果検証</p> <p>【H33(2021)】検証結果を踏まえた支援制度の本格実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<b>高齢者等に適した住宅供給推進事業</b> (まちづくり局：住宅整備推進課)	川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを支える子育て世帯や高齢者等の多様なニーズに対応した住宅の供給推進に取り組めます。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①子育て等あんしんマンション認定制度に基づく良質な子育て世帯向け住宅の供給促進</p> <p>子育て世帯等が安心して暮らすことができる居住環境を整え、住民間のコミュニティの醸成を図るため、子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定します。</p> <p>【現状】「子育て等あんしんマンション認定制度」改定</p> <p>【H30(2018)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定制度の実施 (H31(2019)以降継続)</li> <li>制度改定</li> </ul>	

	【H33(2021)】制度検証 認定件数：(H33(2021)) 4 件以上	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<b>民間賃貸住宅等居住支援 推進事業</b> (まちづくり局：住宅整備推進課)	高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①「居住支援協議会」による入居・生活支援の促進</p> <p>高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保に向けて、住宅セーフティネット法に基づき設立した居住支援協議会による入居・生活支援の取組を推進します。</p> <p>【現状】協議会の設立</p> <p>【H30(2018)】入居支援体制の構築</p> <p>【H31(2019)】入居支援体制による支援の実施</p> <p>②既存住宅を活用した住宅要配慮者世帯向けの住まいの確保</p> <p>登録住宅制度の運用や既存住宅の活用促進等により、住宅要配慮者向けの住まいの確保を図ります。</p> <p>【現状】登録住宅制度の開始</p> <p>【H30(2018)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅セーフティネット法に基づく「(仮称) 賃貸住宅供給促進計画」の策定</li> <li>登録住宅の改修支援制度の構築</li> </ul> <p>【H31(2019)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「(仮称) 賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進、進行管理 (H32(2020)以降継続)</li> <li>改修支援制度の実施 (H32(2020)以降継続)</li> </ul> <p>【H33(2021)】改修支援制度の検証</p> <p>改修支援件数：(H33(2021)) 15 件</p> <p>③居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住の安定化</p> <p>アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、ひとり親世帯、DV 被害者、一時保護施設退所者、児童福祉施設等退所者等で連帯保証人が見つからない場合に、市の指定する保証会社を利用することで、民間賃貸住宅への入居を支援し、住生活の安定向上及び福祉の増進につなげます。</p> <p>【現状】居住支援制度による入居支援</p> <p>支援件数：現状 (H28(2016)) 143 件</p> <p>【H30(2018)以降】居住支援制度による入居支援の継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<b>市営住宅等管理事業</b> (まちづくり局：市営住宅管理課)	市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を進めるとともに、的確な滞納対策を実施することで、住宅困窮世帯等への適切な市営住宅の提供を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	<b>①住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大</b> 市営住宅の募集において若年世帯向けに優遇倍率の適用及び収入基準の緩和を実施するとともに、子育て世帯の入居者等に対して、コミュニティバランスの取れた世帯構成の実現や地域活力の維持・増大に向けて、期限付き入居制度を導入し、市営住宅への子育て世帯等の入居機会の拡大を図ります。 【現状】 期限付き入居制度の構築に向けた検討 【H30(2018)】 期限付き入居制度の構築・実施 【H31(2019)・32(2020)】 期限付き入居制度の実施 【H33(2020)】 期限付き入居制度の実施・検証	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<b>魅力的な公園整備事業</b> (建設緑政局：みどりの保全整備課)	老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組により、魅力的な公園の整備を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	<b>①公園の再整備等による特色ある公園づくりの推進</b> 施設が老朽化した公園について、市民ニーズに合った魅力ある公園として再整備を進めます。 【現状】 小田公園の再整備 【H30(2018)以降】 公園の再整備の推進  <b>②バリアフリー整備の実施</b> 園路広場やトイレなどの主要施設をバリアフリー化し、市民がより利用しやすい公園となるよう再整備を進めます。 【現状】 末長高之面公園の整備 【H30(2018)】 鷺沼公園及び上麻生隠れ谷公園の整備 【H31(2019)以降】 バリアフリー化に向けた取組の推進  <b>③身近な公園の整備の実施</b> 子どもや高齢者が歩いて行ける範囲に、街区公園などの身近な公園を整備します。 【現状】 西小田公園及び梶ヶ谷6丁目はな公園の整備 【H30(2018)】 (仮称) 神明町公園の実施設計 【H31(2019)】 (仮称) 神明町公園の整備 【H32(2020)】 身近な公園の整備の推進 (H33(2021)以降継続)	

	<p><b>④防犯機能を有する施設管理用カメラの設置</b></p> <p>不適切な利用による施設の器物破損等を防ぎ、公園利用者が安全に安心して利用できるよう、防犯機能を有する施設管理用カメラを設置します。</p> <p>【現状】 大師公園、伊勢町第1公園への設置</p> <p>【H30(2018)以降】 施設管理用カメラ設置の推進</p>
	
	<p>魅力的な公園緑地の整備（小田公園）</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p><b>公園施設長寿命化事業</b> (建設緑政局：みどりの保全整備課)</p>	<p>長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①長寿命化計画に基づく取組の推進</b></p> <p>長寿命化計画に基づき、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を実施します。</p> <p>【現状】 遊具の点検と適切な維持管理（王禅寺公園ほか 48 公園）</p> <p><b>遊具を更新した公園数：現状（H28(2016)） 77 公園</b></p> <p>【H30(2018)】 公園施設の設計・整備（虹ヶ丘南公園ほか 12 公園）</p> <p>【H31(2019)】 公園施設の設計・整備（三田第一公園ほか 11 公園）</p> <p>【H32(2020)】 公園施設の設計・整備（溝口北公園ほか 11 公園）</p> <p>【H33(2021)】 公園施設の設計・整備（本月八幡公園ほか 10 公園）</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p><b>防犯対策事業</b> (市民文化局：地域安全推進課)</p>	<p>市民・事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と協働・連携し、犯罪のない安全・安心な川崎をめざした取組を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①防犯カメラ設置補助の実施</b></p> <p>市の補助制度に基づき、地域からの需要が高い防犯カメラの設置補助を実施します。</p> <p>【現状】 設置補助の実施</p> <p><b>補助台数：現状（H29(2017)） 60 台</b></p> <p>【H30(2018)以降】 継続実施</p>	

	<p><b>②ESCO事業によるLED防犯灯の維持管理等の実施</b></p> <p>夜間の通行の安全確保等に向けて、防犯灯LED化ESCO事業による防犯灯の維持管理を実施します。</p> <p>【現状】維持管理及び新設  <span style="border: 1px solid black;">防犯灯の維持管理：現状（H29(2017)）約 68,000 灯</span>                  【H30(2018)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	<p><b>商店街課題対応事業</b>                  (経済労働局：商業振興課)</p>	<p>商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①商店街の安全安心事業の実施</b></p> <p>商店街の安全安心な環境づくりを支援するため、防犯カメラ等の設置補助を実施します。</p> <p>【現状】防犯カメラ、AED等の設置を補助する安全安心事業の推進                  【H30(2018)以降】防犯カメラ等の設置を補助する安全安心事業の推進  <span style="border: 1px solid black;">実施数：現状（H28(2016)）全 39 商店街⇒（H33(2021)）全 45 商店街以上</span></p>	